



子どもの人権 ～みんなで守り育てよう～

子どもにも大人と同様に一人の人間として人権があります。大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守らなければならない存在です。

しかし、子どもを取り巻く環境は、虐待、いじめ、体罰、貧困など問題があふれ深刻な状況にあります。さらに、子ども同士の「ネットいじめ」や、大人による児童買春など、インターネットや携帯電話を悪用した行為も大きな社会問題となっています。

子どもにとって大切な4つの権利についてご紹介します。

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

この4つの権利は、子どもの権利を守るために制定された「子ども権利条約」で挙げられています。

「子どもの人権」は、子どもだけでは守ることはできません。

子どもに関わる問題を解決していくためにも、私たち大人が子どもの権利を理解することが大切です。



隣保館は、あなたの身近な相談窓口です。

隣保館では、人権に関すること、生活のこと、就労のことなど様々な相談に応じています。

町内にお住まいの方であれば誰でも相談できます（無料）。

相談内容は固く守られますのでご安心ください。なお、相談は電話でも受け付けていますが、相談内容によっては、ご来館が必要な場合があります。



大分県人権啓発イメージキャラクター
ころちゃん

5月の行事予定

※（保）玖珠町隣保館

8日(日)午後1時30分～ 編物教室(保)	22日(日)午後1時30分～ 編物教室(保)
11日(水)午後3時30分～ 書き方教室(保)	25日(水)午後3時30分～ 書き方教室(保)
12日(木)午前9時30分～ 茶道教室(保)	26日(木)午前9時30分～ 茶道教室(保)
18日(水)午後1時15分～ 生花教室(保)	

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催など変更になる場合があります。

ハローワークの求人情報もありますので、お気軽に隣保館にお尋ねください